

10月19日
東地申2号

「労使間の取扱いに関する協約」に基づき、中野車掌区における
会社施設等の一時使用を求める申し入れ団体交渉を行う！(その①)

1. 「労使間の取扱いに関する協約」に基づき、中野車掌区における会社施設等の一時使用を認めるために不適切なルールの是正をすること。

(回答) 「労使間の取扱いに関する協約(令和3年10月1日締結)に則り取り扱っているところである。

(組合) 「労使間の取扱いに関する協約」に則り、運用をしているのか。

(会社) 協約62条に則り運用している。

(組合) 労働協約に則って行われているというが「時間制限」「使用制限」というものが行われている。この取扱いは規約に則ったものではなく独自のルールになっていると感じるがその点の認識はどうか。

(会社) 施設管理ができる体制で業務上支障がないというような場合に、便宜供与している。特段、協約に反する取扱いを行っている認識はない。

私達は協約に則り便宜共用を行われていない認識であり会社と認識一致を図れず！

組合

- ・職場のルールで、17時30分以降貸してもらえない。
- ・17時30分以降、貸さないということなのか。
- ・会議室を借りに行くとその日は「業務があるから貸せない」となっているが、実際には使用されていない。空いているものを貸さないとなると嫌がらせではないのか。
- ・会議室が空いている状態で様式7を提出しようとするが、何か業務が入るかわからないと様式7を受け取らないと拒否されることが多々あった。これでは何もできない。
- ・話し合いの中で、コミュニケーションが取れないし、配慮がない。

会社

- ・17時30分以降については、会社が施設を管理できる体制において便宜供与をしている。
- ・一律に17時30分以降貸さないとはならず、会社が施設を管理できる体制であれば貸せる。
- ・その時点で業務使用する予定があったのかもしれない。

会社は協約に基づき施設管理ができる体制で便宜供与を行っていると主張！

- ・前提として会社施設は、業務のために会議室があり、その業務は様々ある。その中で貸し出せないということは、何ら問題ない。また、全く貸し出していないということではない。空いているときは貸している。
- ・気持ちはわかるが、申請があった時に業務が入っていれば貸せないが当日になって空いているということもある。 **その2へ続く**

10月19日
東地申2号

「労使間の取扱いに関する協約」に基づき、中野車掌区における
会社施設等の一時使用を求める申し入れ団体交渉を行う！（その②）

組合

（その1からの続き）

- 私たちが問題にしているのは様式7を提出し、会議室を申請し空いているのに貸してくれないことが問題であると言っている。業務が入っていないならば、便宜供与し、様式7を受け取り様式8を渡す。これが大前提の労働協約である。入っていないのに貸さないというものは規制になる。
- 中野車掌区では、区長、副区長が1週間前にならないと様式8を出さないとされている。これは区独自のルールなのか。
- 何故、統一的に1週間前にならないと様式8が出せないとなるのか。
- 私たちは協約に則りルール通りにやっている。それにもかかわらず、1週間前にならないとわからない。これは完全に中野車掌区の独自のルールではないのか。
- 支社は「ルールではない」と言っているが、現場では「ルールだ」と言っている。

会社

- 親心ではないが、一度貸したものをやはり業務で使うというのはいにくい。一度許可したものをやはり業務で使う可能性が高い場合、急遽返してくださいという場合、非常に難儀をするし、申し訳ないという気持ちになる。業務で使わないとなってから貸し出す。
- 感情は生まれるが、コミュニケーションがほぼゼロの状態で扱われているのではないのかという感覚になり、わざと貸さないと繋がりがねないという感覚だが、決してそうでは無い。必要なコミュニケーションの取り方はあるかもしれないので、思いは受け止める。
- 否定はしない。業務に支障があって、業務管理が出来て施設管理ができる状態という要件がそろったときにお貸しをするというルールである。許可の段階で空いていたとしても、業務で使用する可能性があったりすれば許可はできない。業務に支障をする恐れがあれば、貸すという判断は難しい。
- ルールというよりも施設を利用するか否かというのが明らかになるのが、概ね1週間前になるから許可書を発行するのがそれくらいになっている。
- 必ず、1週間前かというのと、それよりも前に出していることもある。
- ルールと思われるかもしれないが、はっきりしたことを言えるのがそのころの期間である。
- 決して協約を蔑ろにするような取扱いは私たちの中では、認識していない。 **その3へ続く**

10月19日
東地申2号

「労使間の取扱いに関する協約」に基づき、中野車掌区における
会社施設等の一時使用を求める申し入れ団体交渉を行う！（その③）

組合

- これからも1週間前ルールは続くのか。
- 何故、統一的に1週間前にならないと様式8が出せないとなるのか。
- 当日でも、会議室は便宜供与してくれるのか。
- 前回の団体交渉（上野車掌区会議室問題）と違い、様式7を受け取らない、会議室の空き状況も調べない、これでは前回の交渉をすべてひっくり返してしまう。

会社

- あくまでも業務が見える段階でという区の取扱いで協約に基づいた運用であるならば、施設管理権者が判断することになる。
- 施設を管理できる体制が取れば貸せる。
- そのような現実があるということを団体交渉で伺ったので、会社として適切ではないと判断した場合には、適正な対応をするように指導していく。

私たちがからの主張を述べる！

- 借りれるときに貸してくれないことが問題である！
- 10月になり土日も貸すようになってきているが、協約に基づいているで良いのか？と投げ掛けて支社からその通りと確認した上で、これからもやってもらいたい！今だけでなくこれからも見せてもらう！
- 協約はすべての職場に適用されているものなので、他の職場でも同様な事象があってはならない。私たちは、他の職場の現状も見ていく！
- 職場での組合活動は正当な組合活動と認められているので、労使で長時間議論してきた協約であるので、非常に重たいもの。協約の遵守を強く求めていく！

地本は親心なんて求めていない！組合員の利益を守るため、
協約を遵守させる運動を職場と共につくり出します！